

令和5年1月24日

申請者各位

一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部

令和3年度補正

「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」における
充電インフラ整備事業の実績報告の最終報告期限の延長について

令和3年度補正「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」における充電インフラ整備事業において、昨今の半導体不足による充電設備の生産及び納品の遅延等を考慮し、実績報告の最終報告期限日を下記の通り延長します。

なお、最終報告期限日にかかわらず、充電設備の設置工事が完了し、充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了した後は、極力速やかに実績の報告をしてください。

記

各事業の実績の報告期限日を令和5年2月28日（火）とし、実施細則第9条1項を下線部に変更します。

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める日は令和5年1月31日（火）とする。 | 第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める日は <u>令和5年2月28日（火）</u> とする。 |

【ご留意点】

- 期限日の延長に伴い、審査期間が短くなる中、大量の申請が集中することが予想されますので、これまでの対応とは異なり、報告書類等の不備や不足等の是正期限を「翌日または当日中」として連絡する場合があります。
- センターが連絡する期限までに書類等の不備が是正されず、本年度内に補助金の支払いが完了しないとセンターが判断した場合は、実績報告を無効とし、受付不可としますので、ご留意ください。

本補助事業は本年度内（令和5年3月31日（金）まで）に事業を完了させる必要がありますので、実績報告される際には余裕を持って不備等のないように報告してください。ご協力をお願いいたします。

以上